

〈論文〉

フジモリ後のペルーにおける軍人の政軍関係への認識

—意識調査からの一考察—*

村上 勇 介

はじめに

本稿は、軍人の意識に焦点を合わせ、1980年の民政移管から30年になろうとするペルーの政軍関係を考察する。軍人が民主的な政治の枠組みやルールを尊重すると同時に立憲権力に服従する、民主的な政軍関係 (Fitch 1998: 36-38) が構築される方向にないことを示す。

1970年代末からの民政移管以降、ハイチを除き、ラテンアメリカ各国は、複数年にわたり民主的な政治の枠組みが中断される事態を経験していない。軍の政治介入が常態だったそれまでとは対照的に、「民主主義の維持」が指摘される所以である。だが、民主主義の着実な定着が観察される国は少ない (出岡 1995; 大串 2002; 恒川 2004)。

民政移管したラテンアメリカ諸国の中で、ペルーはハイチに次いで最も早く立憲体制の断絶を経験した。日系の大統領フジモリが1992年に軍の支持を得て強行した憲法停止措置、「自主クーデタ」(autogolpe) である。国内では支持する声が多かったが、国際社会の強い反発を受けた。翌年には立憲体制が回復され、1995年の選挙でフジモリは再選される。だがその後権威主義化し、2000年には、憲法の規定を破り連続三選を強行した。三期目の政権が始まって間もなく側近の汚職が発覚し、フジモリ政権は崩壊する。この間、軍は同政権を一貫して支える柱の1本だった。ペルーは、1968

年から80年までの軍政に加え、民政移管後も8年にわたり、軍が政治に積極的に関わる経験をしたのである。

そうしたペルーの軍人が、文民との関係や過去の経験に関し持っている認識を分析することが本稿の眼目である。2度にわたる政治への関与は、その意図に反し、社会の中長期的な発展や安定に繋がらなかったが、軍人はどう解釈しているのか。そして政軍関係の現在をどう考えているのか。それは、民主的な政軍関係が構築されていることを示すのか。逆に、今後、政治関与に軍を駆り立てる傾きが高いことを意味するのか。

ペルーでは、寡頭支配期の一時期を除くと、独立から今日まで、いかなる形態であれ、一定の制度に基づく安定的な政治が12年以上続かないという、「制度化しない政治」が展開してきた(村上 2004)。そうした状況の下、政軍関係については、軍が行う政治関与の過程や実態が研究されてきた。特に、1968年からの改革主義的な軍政に関しては、実証研究を含む多くの研究が提出された。民政移管後については、民主的な政軍関係が確立されない一方、活動が拡大した反政府武装集団に対処する軍の政治関与がフジモリ政権期を中心に分析されてきた¹⁾。

民政移管後の政軍関係に関し最も多くのラテンアメリカ諸国を比較したフィッチによれば、ペルーは、立憲権力による文民統制²⁾が確立し様々な危機が憲法の枠組みの中で克服される「民主的統制」(democratic control)の状態にはない。文民統制が不完全で軍が間接的な影響力を持つ、あるいは危機など特定の状況で「国益」擁護を口実に政治介入を行う「条件付き服従」(conditional subordination)の範疇に含まれる(Fitch 1998: 38-43, 134-169)³⁾。

ただ、民政移管後、特にフジモリ政権期の政軍関係については、民政移管後からそれまでの間で軍の力が最も小さくなったとみる研究(Obando 1994; 1998)と、軍民共同政府との分析(Krujit 1996; Krujit and Tello 2002)があり、見解は対立している(Fitch 2001: 60)。他方、民政移管後を対象とする先行研究には、軍人の意識を対象とした分析は存在しない。だが、そ

の分析は重要である。それは、軍人が文民統制の原則を認めず、政治を超越した国家の後見人としての役割を自認する度合いが強まるにつれ、軍人はその政治力を高め、または失った場合はそれを回復しようとし、さらに、民主主義を有名無実化しようとする危険性が増すからである (Fitch 1998: 61-62)。

以上を踏まえ、本稿は、まず、ペルー軍の政治への関わりについて1980年代以降の民政期を中心に概略を述べ、民主的な政軍関係が構築されなかったことを確認する。そして、フジモリ政権期をめぐる見解の対立は、制度化しない政治の状況で起きた事象を各々別の角度から捉えたものと考えられることを示す。続いて、筆者が実施した意識調査を踏まえ、軍人の専門職業意識と政治に深く関与した経験の評価について分析を行う。

意識調査は、2007年11月から翌年3月および2009年1月から3月の間に現役23名、退役13名に対し実施した⁴⁾。年齢は、最年長者が60歳代前半、最年少者が30歳代後半だった。軍人のサンプルを統計的に有意な方法で抽出することは不可能で、筆者の調査も例外ではない。しかし、調査対象には、何らかの管理職にある者かその経験者、そして、現役の場合は上位階級昇進の要件となる軍内の研修を受けた者も含めた。こうして、軍の要である者、あるいはその可能性や経験を有する者の意見を求めた。また、退役軍人に関しては、退役5年以内に限定し、退役からあまり時間をおいていない者を対象とした。

I ペルーにおける軍と政治の関わり

1 民政移管以前

独立から19世紀末までは、独立戦争と対外戦争で活躍した軍人が権力闘争に加わるなど、政治と軍の間の境界が不明確で、軍の専門職業化とは対極の状況にあった(表1)⁵⁾。クーデタが17回起きるなど、政治も不安定だった。不安定な状況を克服し、軍の専門職業化が始まるのは、第一次産品輸出の発展で台頭した寡頭勢力が権力を握る次の時期である。19世紀末から

表1 ペルー軍関連年表

1821	独立。独立から1895年まで、軍人が直接政治介入する例が頻発し、政治が不安定な時代。
1896	フランス軍事使節団招聘。以後、ペルー軍の専門職業化が進む。
1898	陸軍士官学校 (Escuela Militar de Chorrillos) の前身が創立される。
1900	海軍士官学校 (Escuela Naval del Perú) の前身が設立される。
1904	参謀将校養成のための高等陸軍学校 (Escuela Superior de Guerra) が創立される。
1914	文民による寡頭支配の安定期 (1895年～1919年) では例外的なクーデタが発生 (2月)。以後、1年半を越える軍政。
1919	大統領選挙で当選した寡頭支配層非主流派のアウグスト・レギアがその就任を保証するため、警察主導のクーデタを実行 (7月)。成立したレギア政権は独裁化。/ 陸海軍省が陸軍省と海軍省に分かれる (10月)。
1929	海軍省が海空軍省に改組される (2月)。それまで、陸軍、海軍各々の擁した航空隊が海空軍省の下に統合される。
1930	レギア独裁政権がクーデタで崩壊 (8月)。/ 高等海軍学校 (Escuela Superior de Guerra Naval) が設立される (9月)。
1931	レギアを倒した軍人ルイス・サンチェスが大統領に当選した。1933年にアブラ党員に暗殺される (4月) まで在職した。
1932	アブラ党が北部の都市トゥルヒジョで反乱を起こし軍と激しく衝突 (7月)。以後、1976年の「和解」まで軍は同党と対立。
1933	議会が、憲法に反し、暗殺された大統領の後継に現役軍人オスカル・ベナビデスを指名する (4月)。ベナビデスは、1936年の選挙を無効にして1939年まで違法に在任。
1941	国境をめぐるエクアドルとの戦争勃発 (7月)。アメリカ合衆国とラテンアメリカ3ヶ国の仲介で終結。/ 海空軍省が海軍省と空軍省に分離する (10月)。
1945	空軍士官学校 (Escuela de Oficiales de la Fuerza Aérea del Perú) の前身が設立される (7月)。/ 本格的なアメリカ合衆国陸軍使節団が初めて招聘される。
1946	参謀養成のための空軍学校 (Academia de Guerra Aérea) が設立される (9月。1975年9月に現在の高等空軍学校 [Escuela Superior de Guerra Aérea] に改称)。
1948	1945年に選挙で選ばれた文民大統領ホセ・プスタマンテに対する軍事クーデタ (10月)。
1950	陸軍高等研修所 (Centro de Altos Estudios del Ejército) 設立 (1953年に高等軍事研修所 [Centro de Altos Estudios Militares, CAEM] に改称。1997年には高等国家研修所 [Centro de Altos Estudios Nacionales, CAEN] に再度改称)。
1957	軍統合参謀本部 (Comando Conjunto de las Fuerzas Armadas) が創設される (2月)。
1962	アブラ党勝利の大統領選挙結果を受け軍事クーデタ (7月)。翌1963年に、軍内抗争による「宮廷クーデタ」(3月)を経て、やり直し選挙の実施 (6月) 後、政権移譲 (7月)。
1965	キューバ革命の影響を受けたゲリラ集団が活動を開始するが、軍が短期間で鎮圧。
1968	1963年の選挙で選ばれたペラウンデ大統領に対する軍事クーデタ (10月)。以後、1975年まで改革主義的軍事政権が続く。
1975	「宮廷クーデタ」で改革派が軍から放逐される (8月)。
1978	政権移行に向けて制憲議会選挙実施 (6月)。
1980	反政府武装集団センデロ・ルミノソが武装闘争開始 (5月)。/ 民政移管が実現 (7月)。
1981	エクアドルと国境紛争勃発 (1月)。
1982	1980年から活動を開始した反政府武装集団の対策に軍の投入を政府が決定 (12月)。
1984	反政府武装集団トゥバク・アマール革命運動が武装闘争開始 (1月)。
1987	陸軍、海軍、空軍の三省などを統合し国防省 (Ministerio de Defensa) を設置 (4月)。
1992	軍などの支持の下、フジモリ大統領が憲法停止 (4月)。/ 最高指導者などセンデロ・ルミノソの指導部のほぼ全員を逮捕 (6-9月)。以後、反政府武装集団によるテロ活動は沈静化。
1995	エクアドルとの国境紛争で限定戦争勃発 (1-3月)。
1996	日本大使公邸人質事件発生 (12月。翌1997年4月、軍の救出作戦により終結)。
1998	エクアドルとの和平協定が調印され、同国との国境紛争が終結 (10月)。
2005	軍人と警察官に初めて投票権付与 (3月)。/ 初めての国防白書が発行される (4月)。

出典：註1) の文献やMINDEF (2005)などを基に筆者作成。

1920年代まで、軍は寡頭支配を裏で支え、表に出ることは稀だった。寡頭支配期の1896年に軍の専門職業化が始まり、20世紀前半に、法制の整備、教育訓練課程や三軍の組織体系の確立などが行われた。

この時期、台頭してきた中間層や下層を支持基盤に持つ政治勢力の挑戦を受けた寡頭支配は、必要であれば、軍を巻き込んで新興勢力を抑えつけた。特に、軍は、急進的な民族革命路線を追求したアブラ党と鋭く対立する。両者の敵対関係は、軍政が民政移管を目指し同党と和解する1976年まで続く。

寡頭支配を支持する軍の姿勢は、1950年代に変わり始める。それは、ラテンアメリカの中でペルーの経済発展や社会開発が相対的に遅れていたことを背景に、共産主義革命を予防するため経済社会改革を進める必要性を軍が認識し始めたためである。そうした考えが軍内に広まる一方、軍は文民による1960年代の改革の頓挫およびこれに伴う政治の混乱に失望し、1968年にクーデタを起こす。政権に就いた軍は、農地改革、主要産業の国有化、福祉の向上など経済社会改革を推進し、「ペルー革命」と自賛した。だが、その改革は行き詰まり、急進派を一掃する穏健派によるクーデタ（1975年）と制憲議会による新憲法（1979年憲法）の承認を経て、1980年に民政移管した。

民政移管と同時に発効した1979年憲法は、「軍と警察は政治決定の主体（deliberantes）ではない。立憲権力（Poder Constitucional）に服従する」（第278条）と規定し、文民統制の原則を従来以上に鮮明にした。ただその一方、軍は、大統領の発令する非常事態宣言地域での秩序維持を担う（第231条、第275条）ほか、法に従い、国防に加え、国家の経済的社会的発展に参加する（第280条）と規定した。非常事態に関する規定はそれ以前の憲法を引き継ぐものであるが、国家の発展への参加は先例のない条項である。それは、文民政治の将来に対する軍の懸念を反映していた。フジモリが憲法停止措置を收拾する過程で公布した現行の1993年憲法も、軍関連の基本的な規定は1979年憲法と同趣旨である（第137条、第165条、第169条、第171

条)⁶⁾。

2 1980年代以降

1980年代後半に国防関係の政府機関に勤務した経験を持つ研究者エンリケ・オバンドによると、文民政権が続く中で、民政移管直後に軍が持っていた政治力は、全般的には次第に低下した(表2)⁷⁾。軍は、「制度的特権」、「影響力」、「個人的特権」(以下、鉤括弧を付さない)の点で政治力を持っていた。制度的特権とは、軍幹部人事の決定主体ならびに国防の目的とその目的に沿って作られる国防体制の策定主体が軍人であったこと、そして軍事予算の決定過程で軍人が圧力をかけられたことを指す。影響力は、仮想敵国の決定主体が軍人だったことのほか、諜報機関が力を持っていたこと、また、策定された国防体制が軍人からみて実効性のあるものだったことからなる。個人的特権は、将校に対する個人的便宜⁸⁾の提供、高い水準の給与の付与、そして人権侵害や汚職で責任が追及されなかったことである。そうした軍の政治力が低下した背景には、後述する各大統領の個人的意向に加え、国家財政の悪化を軍人も認めざるを得なかったことがあった。

軍の政治力は低下したものの、本稿の冒頭で述べた民主的な政軍関係は構築されなかった。軍は、1980年代から1990年代に、文民政権が憲法に則って付与した国家の発展や国内秩序維持に関する責務を担う過程で、政治への関与を強めた。そして、民主的な政治の枠組みを逸脱することも厭わなかった。以下、民政移管後の政軍関係の展開を詳述した後、対立する見解を生んだ現象が起きた原因を分析する。

(1) 1980年代

民政移管選挙で大統領に選ばれたベラウンデは、1968年のクーデタで政権を追われる経験を有していた。そこで軍に反感を持ち、本節冒頭で述べた影響力と制度的特権の一部に関し軍の力を殺いだ。予算に制約を加え諜報機関に思い通りの活動を許さなかった。また、仮想敵国の決定と国防体制の策定は軍に任せたものの、国防体制を細部にわたり整えるために必要

表2 ペルー軍の政治力の変遷

		軍政期 1968-80	ベラウンデ 1980-85	ガルシア 1985-90	フジモリ 1990-2000	トレド 2001-06	ガルシア 2006-
制度的 特権	国防体制策定の主体	軍人	軍人	文民	文民	文民	文民
	軍幹部人事決定主体	軍人	軍人	軍人 (文民政権による抱き込み)	文民 (文民政権による抱き込み)	文民 (軍の意向尊重)	文民 (軍の意向尊重)
	軍事予算と武器購入への圧力	あり	あり	なし	なし	なし	なし
影響力	仮想敵国想定 の主体	軍人	軍人	文民	文民	文民	文民
	諜報機関の力 (活動の対象)	大きな力 (社会全体)	力なし (社会は射程外)	比較的力量あり (反政府武装分子と軍人)	大きな力 (社会全体)	力なし。再建を試みるも完成せず、混乱	最初の2年、私企業を介して比較的力量あり (反政府武装分子と社会の一部)
	文民を含む国防体制の実効性	あり	なし	なし	あり	なし	なし
個人的 特権	個人的便宜	あり	あり	あり (実質は空洞化)	あり (実質は空洞化)	あり (実質は空洞化)	あり (実質は空洞化)
	給与	高い	中ぐらい	非常に低い	前半は低い。政権半ばに大佐以上の給与が改善し、中佐以下に不公平感が生ずる	中佐以下での不公平感が存続	中佐以下での不公平感が存続
	人権侵害や汚職の追及	受けず	受けず	受けず	受けず	受ける	最初の2年は受ける
地方レベルの力 (民政移管後は非常事態宣言によるもの)	広い権限を全国で	一定の権限を1県で	一定の権限を全国の1/3で	広い権限を全国の1/3で (末期には解消される)	一定の権限を全国の1/20で	一定の権限を全国の1/20で	

出典：Obando (1994: 119 [Figure 8-2]) および Enrique Obando へのインタビュー (2009. 2. 27, リマ)。筆者が一部加筆修正。

な措置を放置するなどして、国防体制を実効性のあるものにしなかった。

他方、軍との全面対決は得策ではないとも考え、他の面では軍の力を抑えなかった。軍事予算全体と武器購入は軍政期の水準を引き継ぎ、幹部人事も軍の決定を尊重した。1979年憲法には将官の昇進人事に上院の承認を必要とする条項が新たに盛り込まれたが、ベラウンデの指示で、与党が多数を占めていた上院は軍の決定をそのまま承認した。三軍各省の大臣と内務大臣には退役ながら軍人を起用した。さらに、前述の個人的特権の面でも、ベラウンデは、個人的便宜を認め、給与を優遇し、汚職や人権侵害に関する追及をしなかった。

次に大統領となったガルシアは、軍と敵対した歴史を持つアブラ党の出身で、軍への警戒心が強く、前政権以上に軍をその影響下に置こうとした。任期の後半は、経済政策の失敗から社会が極端に不安定化し軍がクーデタを企図する事態（Obando 1994: 112, 123 [note 18]）となったため、ガルシアの警戒心は一段と強まった。軍の意向に反し、三軍各省を統合し、統合参謀本部を傘下に置く国防省を1987年に新設したのも、効率化を目指す機構改革ではなく、軍に対するガルシアの統制力の拡大が目的だった（Obando 1994: 111）。また、ガルシアは、軍による昇任人事を尊重する代わりに、政府への絶対的な服従を約束させ、軍幹部を抱き込んだ。軍幹部の動きを監視するため、アブラ党支持派の軍人を投入し弱体化していた諜報機関を強化した。国防体制策定の決定権も軍人から政府に移った。

軍幹部の抱き込みならびに任期後半に深刻化した経済情勢により、予算と武器購入の点で軍は力を無くした。経済危機により、給与の優遇は不可能となり、また、個人的便宜も名目的に維持されたが実質面で空洞化した。ただ、汚職や人権侵害の責任追及については、人権侵害で軍の司令官がその地位を罷免されることはあったものの、法的な訴追に至ることはなく、引き続き特権を享受した。

1980年代を通じ経済情勢とともに悪化したのが、反政府武装集団の活動拡大を原因とする国内の治安であった。その回復のため、憲法に則り非常

事態宣言が発令され、軍人が当該地域の政治と軍事の両面にわたる責任を負う政軍長 (jefe político-militar) に任命された。そこで、国内の治安回復は、軍が最も関心を寄せる課題となってゆく。ベラウンデ政権下、反政府武装集団の動きが活発だった1県に対してのみ発令されていた非常事態宣言は、その活動地域の拡大とともに、1980年代後半のガルシア政権期には全国土の3分の1に当たる地域に適用された(表2)。また、憲法は非常事態宣言の適用期間を最大60日としているが、期限が切れる直前に政府が発令することを繰り返し、同宣言が複数年にわたり継続されることが常態化した。それだけ、軍の政治への関与も強まった。

1980年代には、反政府武装集団に対し、政府は具体的で一貫した政策を打ち出さず、主要な政治勢力の間でも具体的な政策に関する合意や了解が形成されなかった。ベラウンデは、軍が提案した経済社会開発を含む総合的な対策を拒否し、武力で対処する方針を軍に伝えた上で、白紙委任状を渡した。ガルシアも、同政権の経済社会政策が反政府武装集団に対する最善の対処であると確信し具体的な政策を示さず、軍事的対処を軍に任せる結果となった。任された軍は、場当たりの掃討作戦を繰り返すだけであった⁹⁾。経済社会面と反政府武装集団に対する政策の点で失敗しガルシア政権が危機に陥る中、前述のように軍はクーデタを計画する。軍は、反政府武装集団に対する明確な政策と市場経済原理の貫徹を求めている。しかし、当時のアメリカ合衆国の駐ペルー大使の反対や、市場経済原理の貫徹を主張する作家のバルガス＝ジョサが次期大統領選挙の最有力候補となったことから、クーデタ計画は実行に移されなかった(オバンドへのインタビュー 2009. 2. 27、リマ)。

(2) 1990年代

1990年には、軍も支持したバルガス＝ジョサが決選投票で敗退する番狂わせの大統領選挙過程を経て、フジモリ政権が成立する。フジモリは、決選投票の過程で知り合った元軍人(退役大尉)の弁護士モンテシノスを重用し、昇進人事を梃子に、ライバル候補を支持した軍幹部を更迭ないし抱

き込んだ。ガルシアは軍が決めた幹部人事を受け入れた上で抱き込んだのに対し、フジモリは、モンテシノスを通じ軍の人事決定過程自体に介入した。軍幹部人事は、1991年11月に公布された委任立法令 (decreto legislativo) により、正式に大統領の専権事項となった。こうして、軍の最後の制度的特権は消滅した。そして、軍は1992年4月の憲法停止から2000年11月の政権崩壊まで、フジモリの後ろ盾となった¹⁰⁾。

他方、フジモリは、1980年代末に軍が独自に策定した反政府武装集団対処戦略を受け入れ、実行に移した。文民政権としては初めて、国内秩序回復に向け本格的な政策を推進したのである。それは、反政府武装集団の活動を鎮静化させたものの、人権侵害を伴った。人権侵害に加え、軍内の汚職も進んだが、フジモリは軍の側に立った。ただ、主要幹部の逮捕などにより戦略的敗北を喫した反政府武装集団の活動が大幅に低下した1994年以降は、フジモリはこの問題から関心を失い、反政府武装集団に対する一貫した政策は堅持されなかった。

ガルシア政権期に引き続き、個人的便宜は、実質的に空洞化しながらも維持された。また、就任直後から積極的に貫徹させた市場原理により経済が回復した後の1990年代半ば以降、フジモリは抱き込みを目的に大佐以上の給与を大幅に改善した。改善されなかった中佐以下の軍人は不公平感を抱いた。フジモリ政権後も、中佐以下の給与はあまり改善されず、中佐以下の軍人が抱く不公平感は、今日まで解消されていない。

1993年憲法は大統領の連続三選を禁じていたが、1995年選挙に圧勝したフジモリが連続三選を目指す過程で、モンテシノスは唯一の主要な大統領側近となり、強大な実権を握った。一側近の強大化は、汚職の拡大を招き、結果的には大統領罷免という大きな代償をフジモリに強いた。フジモリは、連続三選への法的障害を取り除くため、憲法上は政府から独立している司法権や選挙管理機関などをモンテシノスが統制することを許した。

国際社会から公正とは認められなかった2000年選挙を経て、同年7月にフジモリ政権は3期目に入る。しかし、就任から2ヶ月弱の9月半ば、モ

ンテシノスによる汚職が露呈すると、既に関係が悪化していたフジモリとモンテシノスは決裂する。支柱を失ったフジモリ政権は、11月に瓦解した。

(3) 2000年以降

フジモリ政権崩壊後、反フジモリ派の象徴的存在となったトレドと、アブラ党のガルシアが率いる二政権が誕生した。

フジモリ政権と比較し、両政権では次の変化が見られた(表2)。まず、軍幹部人事は、トレド期から国防大臣に起用されるようになった文民が決定している¹¹⁾。ただ実際には、軍内の力関係に疎く、軍からの推薦に頼っている。また、国防体制は、再び実効性のないものとなった。それは、近年、反政府武装集団の動きが再び活発化しているにもかかわらず、フジモリ政権下で反政府武装集団の活動が抑えられて以降、財政当局が国防予算を厳しく制限していること、そして実効性のある対処戦略が策定されていないことに起因する。

諜報機関の力に関しては、トレドは、フジモリ時代の反省から諜報機関の再建を試みたが、指導力不足から失敗し、混乱を招いた。任期の5年間に8人が諜報機関の長に任命される迷走ぶりであった¹²⁾。ガルシア政権期になると、退役軍人などが設立した私企業が諜報機関から盗聴などの諜報活動を請け負うという新たな現象が加わった。その対象には、反政府武装集団や麻薬関係者のほか、政治家、企業家なども含まれた¹³⁾。

人権侵害や汚職の追及については、トレド政権がフジモリ時代の事件を追及し、軍人に対する特権的扱いはなくなった。ガルシア政権の最初の2年間は同様の状態が続いた。

しかし、人権侵害の追及で、国際法廷において人道的犯罪を裁く際に使われる「事実支配の理論」(teoría del dominio del hecho)が適用されたため、大統領などが国内の治安維持行動への出動命令を出しても軍が拒否する事例が起きた。「事実支配の理論」は、命令の事実が証明されなくとも一定の要件が満たされれば、指揮命令系統の責任者に罪を認定する考え方である。ただ、軍人は、個々の事件に関する訴追理由で示される一定の要件

はなきに等しく、実質的には指揮官であったという事実のみで告発されていると捉えている¹⁴⁾。そのため、国内の治安維持への関与を忌避する姿勢が軍内に広まったのであった。

そうした事態をなくすべく、ガルシア政権は、人権侵害事件の訴追を控えるようになったほか、「事実支配の理論」に基づく追及から軍人を擁護するための措置を講ずる姿勢を示している¹⁵⁾。

非常事態宣言による軍の地域レベルの力(表2)については、選挙運動に軍を動員しているとの批判を緩和するため、2000年選挙に向けフジモリ政権が非常事態宣言地域を解消したことから、いったんはなくなった。しかし、反政府武装集団の活動が続いているため、トレド政権下の2003年6月以降、非常事態宣言地域が復活している。ただ、同宣言下にある地域の面積はフジモリ期までと比べると極めて限定されている。

(4) 政軍関係をめぐり対立する見解について

以上みてきたように、1980年代から90年代にかけて、民政移管直後に軍が持っていた政治力が弱まる一方、その政治への関与が増すという現象が同時に起きた。その背景として、制度化できないペルー政治の宿痼、殊に、主要政党が堅固な組織的基盤を有さず、他方で政策課題に関し実効のある合意や了解を形成できないこと(村上 2004)を指摘できる。本稿の関心に即していえば、主要政党の間で民主的な政軍関係の具体的なあり方をめぐる了解や合意が形成されず、I章2節で述べた通り、大統領が個々の利害関心から軍との関係を構築する現象をもたらした。その構築過程では、時間の経過とともに幾つかの点で軍の政治力が殺がれていった。民政移管直後の時期と比べると、軍の力は低下したのである。

しかし他方では、反政府武装集団問題や経済社会問題の克服に主要政党が失敗したことから、軍人はかねてから抱いていた文民勢力への不信感を強めた。不信感は、主要政党が組織的基盤を堅固にできなかったことから増強された¹⁶⁾。こうして民政移管後、1980年代終わりにかけて軍は政治関与への姿勢をより積極的に示すようになる。

1990年に成立したフジモリ政権下では、大統領個人の利害関心による政軍関係の構築が極限に達した。ただ、1996年までは、軍はフジモリ政権を支える柱の1つではあったものの、唯一ではなかった。過半数の国民、経済界、文民の専門家集団、国際金融機関などとともに、軍の支持があったのである。1990年代後半に入ると、国民の支持の低下や権力闘争に敗れた専門家集団の離脱、経済界における政府批判の広がりがあり、フジモリ政権の支柱としての軍の存在は高まる。その意味では、軍民共同政府の色彩が濃くなったと言える。しかしそれでも、閣僚の約4分の1が三軍の司令官を含む現役軍人だった (Fitch 1998: 39, 51-53)¹⁷⁾ ような、民政移管直後のブラジルで観察されたほどの存在には至らなかった。また、エクアドルとの国境紛争をめぐる意見の対立から、1998年にフジモリが統合参謀本部議長兼陸軍司令官を解任したことに示されるように、意見が対立した場合の最終決定権は文民にあった。

II 意識調査の分析

本章では、筆者が実施した意識調査を基に、現在のペルー軍人が持つ専門職業意識を分析した後、前世紀後半に軍が積極的に政治へ関与した2つの経験をどう捉えているかを検討する。

専門職業意識の分析では、フィッチに倣い、意識調査した軍人を、民主主義を擁護する者 (以下①とする。以下同様)、立憲権力への服従を主張する者 (②)、国家計画への参加を唱える者 (③)、特定条件下での関与を主張する者 (④)、国家安全保障の担い手であるとする者 (⑤)、の5つの範疇に分ける (Fitch 1998: 65-74)。①は、文民統制を受け入れ、政治への干渉を忌避して民主主義の尊重と擁護を掲げる民主的専門職業主義者である。②は、伝統的な専門職業主義を主張する者のことで、軍と政治が異なった役割を担うべきであることは理解しているものの、①とは異なり、民主主義を尊重し擁護する明確な意思表示をしない。

残りの3つの範疇に属する軍人は、政治への関与を志向する。③は、重

要なアクターとして軍が恒常的、積極的に政治に関与すべきと考える。④と⑤は、③のような恒常的で積極的な関与を志向しないが、④は緊急時など特定の条件下では政治に関与すべきと考える。⑤は、独立した主体としての軍が広義の国家安全保障関連事項について発言権を持つべきとする¹⁸⁾。

またフィッチは、軍人の態度にみられる矛盾にも注意を向けるべきだとする。矛盾とは、政治不介入の原則を掲げながら特定事態下での介入に賛成する場合を指す。また、軍は文民に服従すべきだという一方で、軍を重要な政治的アクターとしないことを理由に、あるいは、無能、非効率である、劣っている、腐敗していることを理由に、文民を批判する場合も含まれる。筆者も、軍人の態度、特に①や②の立場を表明する軍人の態度が一貫しているか否かは重要であると考え、矛盾の有無に注目する¹⁹⁾。

(1) 専門職業主義に関する認識

筆者による調査の結果をまず概観すると、①の範疇に入る軍人が極めて少ない(表3)。ペルーでは1名(現役)のみで、1割に満たない。フィッチが調査したエクアドルとアルゼンチンでは4割弱だった。しかも、後述の通り、このペルー軍人の発言は矛盾していた。

筆者の調査で最も多かったのは②に分類される軍人であった。23名(現役12、退役11)おり、調査対象者全体の64%を占めた。だが、この範疇の軍人の場合も、その態度に矛盾かみられる例が多く、一貫していたのは4名(現役3、退役1)だけだった。そのほとんど(調査対象全体でも53%にあたる者)が、立憲性を尊重する原則を表明しながら、軍による政治関与の必要性を唱え、あるいは文民政治家への批判や侮蔑を隠そうとはしなかった。

②に次いで多かったのは、国家安全保障の担い手と自己規定する範疇⑤の軍人で、9名(現役7、退役2)、全体の25%である。④の特定条件下での政治関与を主張した軍人は3名(いずれも現役)だった。

続いて、軍人の発言を具体的にみてゆく。本調査で、唯一、①の姿勢を

表3 専門職業主義に関する認識

	ペルー	アルゼンチン		エクアドル
	2008	1985	1992	1991
民主主義を擁護する者 (①)	1 (3%)	36%	35%	38%
一貫的	0 (0%)	26%	34%	5%
矛盾あり	1 (3%)	10%	1%	33%
立憲権力への服従を主張する者 (②)	23 (64%)	30%	48%	16%
一貫的	4 (11%)	2%	22%	3%
矛盾あり	19 (53%)	28%	26%	13%
国家計画への参加を唱える者 (③)	0 (0%)	19%	7%	0%
一貫的	0 (0%)	12%	5%	0%
矛盾あり	0 (0%)	7%	2%	0%
特定条件下での関与を主張する者 (④)	3 (8%)	17%	5%	37%
一貫的	2 (6%)	0%	1%	11%
矛盾あり	1 (3%)	17%	4%	25%
国家安全保障の担い手であるとする者 (⑤)	9 (25%)	0%	5%	11%
一貫的	7 (19%)	0%	0%	3%
矛盾あり	2 (6%)	0%	5%	8%
サンプル数	36名	43名	67名	37名

出典：エクアドルとアルゼンチンは Fitch (1998: 71)、ペルーは筆者の調査。

注：ペルーの数字は、最初が実数で括弧内はサンプル数全体に占める割合を示す。エクアドルとアルゼンチンについては、原典で割合のデータのみが示されている。四捨五入の関係で割合の合計が100にならない場合がある。

表明したのは、現役の陸軍中佐である（インタビュー 2008. 2. 11。以下、調査日のみ括弧を付して示す）。軍が政治で大きな役割を担ってしかるべき例外状況は存在するが、軍の関与が必要か否かを判断するのは文民の大統領である、として次のように述べた。

いかなる状況でも、軍は国家の営み (la vida del país) に干渉すべきでない。いかに例外的であっても、それ [干渉] は民主主義に反する可能性がある。（角括弧内引用者。以下同様）

ただ、この中佐も、その姿勢は一貫性に欠ける。政治家は軍人が政治決定の主体ではないと偉ぶるが、現実には、軍人を前に「気をつけの姿勢をとる」(se cuadrar)、と身振りとともに戯けてみせ、文民への侮蔑を隠さな

かった。また、軍こそ全国レベルで存在する唯一の組織であると強調し、堅固な組織的基盤のないペルーの政党を批判した。

次に、②の範疇に入る軍人のほとんどは、立憲権力へ服従する原則的立場を表明する一方、軍が政治的に重要な役割を果たすべきであると認識していた。そう考える理由を、ペルーの抱える深刻な貧困と格差、またそうした現実を理解しない文民政治家による不毛な政治に帰する。例えば、陸軍士官学校を主席で卒業し順調に昇進している某少佐は、「自分の問題ではないので国が5つに割れても気にしないという軍人は、制服を着るに値しないと思う」、と述べる。軍が政治に関与すべきなのは、ペルー各地の厳しい貧困状況などについて理解している政治家は皆無だからである（2007. 11. 23）、という。

軍の高官である海軍中将も、軍人が能力的に優れているとの理由から、政治決定の主体として軍を認めない文民統制をそのまま受け入れない姿勢を示した。

もちろん、軍人の意見は「文民政治家の」考慮に入れられる。一般的に、政治的地位に就いている者は、軍に意見を尋ね、その知見を考慮に入れる。しかし、「文民の」統治者が政治的決定を下すことになっていて、軍人にはそれが許されていない。これ「文民が決定権を握ること」は文民に対する軍人の服従を意味するという者がいるが、決してそんなことはない（2008. 1. 15）。

軍を国益の擁護者とする、④の立場の軍人は、より直截的に軍の関与を口にする。教育訓練関係部局で働く海軍少将は、軍が政治決定の主体ではないとの憲法規定の意味を次のように解説する。

政治権力の同意なしに「軍人は」決定を下すことはできないという意味である（Significa que [los militares] no pueden tomar decisiones sin

la anuencia del poder político)。現実には、軍が圧力をかければ、決定はなされる (2007.12.12.)。

ある現役の海軍中佐は、文民政治家に対し前出の海軍少将以上に手厳しい評価を下す。

[軍が政治決定の主体ではないというのは] 政治家が軍人を下級市民扱いして使う言い種である。しかし、いったん緩急あれば、… [政治家は] おとなしく軍人を探すのである。…ペルーにおいて存在する唯一の組織は軍であるというのが現実である、とだけ申し上げておこう (2008.2.12)。

⑤の立場である軍人も、政党や政治家のあり方を強く批判する。

[軍は国家の後見人で] あるべきではないが、残念ながら現実はその [後見人] になっている。[軍が後見人になっている] 理由は、どの政党も国を理解しておらず、国民から尊敬されてもいないからである。国民の大部分は我々軍人に肩入れしており、尊敬している。(諜報関係部局の陸軍中佐 2007.11.22)

政治家は、国内の治安について関心がない。…軍人は多くの政治家以上に政治を知っている。(某軍管区で作戦企画に携わる陸軍少佐 2007.12.18)

(2) 政治関与の評価

前世紀後半に軍が積極的に政治へ関与した2つの経験を肯定的に捉える者は、調査した36名のうちの半数以上、19名(現役13、退役6)にのぼった。ただ、肯定した現役のうちの3名は、関与の過程で起きた汚職は正当

化できないと、留保を付した。政治関与の経験を否定する意見は、現役2名、退役1名の3名に留まった。

一方、3名（現役2、退役1）は、政治に深く関わった背景や原因は理解し肯定するものの、軍にとって結果は否定的だったとするとする中間的な立場だった。また、7名（現役4、退役3）は、状況や原因の説明をただけで、評価を口にしなかった。

残りの4名（現役2、退役2）は回答を拒否した。現役の2名はいずれも空軍の軍人だった。陸軍や海軍と比べ小規模な空軍は主体的意見を持たず、陸軍や海軍の決定に従う傾向があるといわれており（オバンドへのインタビュー 2009. 2. 27、リマ）、現役の2名については、主体的な判断を下さない空軍の体質が背景にあったと考えられる。退役の2名（いずれも陸軍）は、各人が政治関与の決定を下す立場にはなかったので個人的意見は表明しない、と述べた。

軍人の発言を具体的にみると、肯定的評価を表明する軍人たちには、政治家や政党による国家運営の失敗に根本的な原因を求める傾向が認められる。文民政治の貧困が国家を危機に陥れ、危機から脱するために軍が動かざるを得なかった、あるいは、危機を打開して欲しいとの国民の期待に答える必要があった、などと説明する。

統治する者にその能力がなく、ペルーの国家と国民が危機に陥ったら、ペルーが解体し自滅するのを阻止する任務を誰かが担わなければならないのは明らかである（現役の海軍大佐 2007. 11. 28）。

ペルーを知らず、国民の大部分が貧困や疎外に喘いでいるのに無関心でいる政治家たちをどうしろというのか。…政治的コストにもかわららず、軍は国が求めている約束を果たそうとしたのである。いずれの場合も、国民多数の支持を得ていた（陸軍参謀本部所属の陸軍中佐 2008. 1. 4）。

…いずれの場合も、立憲政府、そして政党が〔国家運営に〕失敗し、その役割と責任を果たすことができなかつたのであり、そのようにして生じた真空を埋めるために軍が干渉しなければならなかつた（現役の陸軍少佐 2008.02.27）

より具体的な意見分布をみると、軍政については、肯定した13名の現役軍人では、共産主義革命を防止するために必要だつたという意見が6名と最多だつた。このほか、3名が他の選択肢の欠如、2名が救国のため、残りの2名が政党や文民政治の失敗に原因を求めて肯定した。他方、肯定した6名の退役軍人の間では、5名が時代状況の要請とし、残りの1名は経済社会構造の変革が必要だつたと表明した。

また、フジモリ時代については、テロ撲滅のために軍の政治関与が必要だつたとの意見が13名（現役10、退役3）と最も多かつた。ほかには、政党や政治の機能不全を挙げる者が3名（いずれも現役）で、他に選択肢がなかつた、時代状況の要請だつたとする者が3名（いずれも退役）だつた。続いて、中間的な意見の具体例をみる。

いずれの場合も適切な決定であつた。…国民の大多数が支持した事実がそれを示している。しかし、いずれの場合も、軍は極めて高い政治的代償を支払つた（現役の陸軍大佐 2008.1.21）。

〔軍政の場合は〕クーデタが社会革命に「先行した」ことから、〔当時の〕社会が〔その必要性を〕理解しなかつた「諸改革」によって〔共産主義〕革命が防止されたのである。フジモリの場合は、反政府武装集団の活動が今度は「先行した」ため、「血と武器をもって、慎重さは二の次にして」それを抑圧せざるを得なかつたのである。社会全般、特に中間層から下層にとっては、軍人によるこれらの政治介入は短期的には適切であつた。しかし、長期的には、農村の社会経済的發展には貢献しなかつ

た（諜報関係部局で作戦立案に当たる陸軍中尉 2007. 12. 19）。

最後に、2つの経験に関する否定的な意見の軍人は、中間的な立場が指摘する、政治関与の代償をさらに重くみて、政治関与が繰り返されるべきではないと考える。

[政治関与の決定に関しては] 多くの「理由」を挙げることができよう。しかし自分は、将来を見据えて過去から学ぶべきだと考える。つまり、この2つの経験に伴って軍が支払った巨大な政治的代償から我々は学ばなければならない（現役の陸軍少佐 2008. 2. 15）

否定的意見を述べた3名のうちのひとりには、立憲権力への服従の点から好ましくなかったと考えていた。

いずれの場合も、軍人は、強い意思を示す行動を先行させてしまい、実のところ、本質的なところでは専門的な職業軍人ではなかったことを露呈し、引き受けるべきでなかった責任を負ったとの印象を[私は]持つ。意図とは別に、いかなる場合でも、またいかなる動機によっても、他の者に代わってその責務を果たすことはできないし、すべきではない。…巷で言われるように、「目的は手段を正当化せず」、「餅は餅屋」である（現役の海軍中佐 2008. 01. 22）。

結語

本稿は、まず、主に民政移管後の軍と政治との関わりを概観し、民主的な政軍関係が確立されてこなかった実情を確認した。総じて、民主的な政軍関係のあり方に関し主要政治勢力間に一貫した方針や合意が存在せず、大統領が個別的な利害関心から軍との関係を構築した過程において、民政移管直後に軍が持っていた政治力は低下した。ただその一方、反政府武装

集団の活動が拡大し、それに対処する過程で軍の存在と政治関与の度合いが強まった。1990年代のフジモリ政権では、1980年代よりも軍の比重は高まった。それでも、軍は、民政移管直後に有していた政治力を回復することはなかった。

次に、意識調査を通じ、民政移管後30年近くになる今日でも、ペルー軍人の多くは、文民統制を受け入れ民主主義を尊重する意識を持たないことが明らかとなった。Ⅱ章で用いた範疇に従えば、民主主義を擁護する者(①)や立憲権力への服従を主張する者(②)で一貫した姿勢を示した軍人はごく少数に限られる。立憲権力への服従を口にしながらも、その主張が一貫していなかった場合を含めると、危機など特定状況下、あるいは国家安全保障に関わる事項に関し、軍は政治に関与すべきであるとする軍人が半数以上に上った。

また意識調査では、文民政治家や政党の機能不全が、軍の政治介入を正当化する理由となっていることが示された。過去の政治関与の経験についても、同様の理由から肯定的に捉える傾向の強いことが判明した。

以上から、ラテンアメリカの政軍関係の鍵となる要素は文民の制度がどの程度機能するかである、との従来の見方 (Fitch 1998: 75) が再確認された。

軍人の意識に関連し、軍内の研修に参加する幹部の間で読み継がれている書物があることを指摘しておきたい。佐官以上の昇進に際し、毎年、高等国家研修所(1997年に前身の高等軍事研修所から改称。表1参照)で実施される研修プログラムがある。そこに参加する軍人の間で、研修で使われるテキストでないにもかかわらず、印字がほぼ見えなくなるほどコピーの重ねられている本がある。改革主義的軍事政権のイデオロギーの一人カルロス・フランコが著した『参加による革命』である (Franco 1975)。フランコは、改革主義的軍政以前の国家と政党が大多数の国民の利益に反し政治を操作、独占してきたと分析し、国家が政治参加の道を開いて社会に歩み寄ることを主張した、当時の軍政の立場を擁護している。分析は階級

史観に貫かれているものの、社会から乖離し国民の利益に背を向ける政党の機能不全を忌憚なく指弾しており、この点が今も軍人を惹きつけるのだという（高等国家研修所での研修プログラムの講師経験を持つ人物へのインタビュー 2008. 1. 18、リマ）。

30年以上も前に出版された、軍政を正当化する著作が未だに説得力を持つほど、ペルーの政党や政治家が引き続き問題を抱えていることは事実である（村上 2004）。そのことは、民主主義の定着とは逆の方向に軍人の思考を導くことにもなっているのである。

最後に、本稿では扱えなかった、軍人の意識と国際環境との関係について述べておきたい。冷戦終結後のラテンアメリカでは、民主主義の擁護と定着に向けた努力が米州機構などを通じて積み重ねられてきている。したがって、クーデタなどにより軍が政権を掌握する可能性は、1970年代以前と比べると大きく低下している（出岡 1995; 大串 2002）。筆者の意識調査でも、①や②の立場を表明した軍人、あるいは過去の政治関与の経験を繰り返すべきではないと主張する軍人などは、今日、クーデタが許される国際環境にはないと認識していた。

しかし、調査対象者のうち、何らかの形で政治への関与を主張した多数派の軍人は、国際環境の制約に無頓着である。むしろ、これは、無闇にクーデタに訴える行動と直結するわけではない。だが、1992年のフジモリによる「自主クーデタ」、ならびに2009年6月のホンジュラスのクーデタは、大統領を含む政府高官のほとんどを文民が占め、かつクーデタを支持か容認する勢力が国内で過半数を占める場合は、いかに外圧があれども、少なくとも短期間に原状回復させることが難しいことを示している。こうした点に鑑みても、文民勢力、とりわけ政党が最低限の機能を果たす、特に多くの国民が直面する経済社会問題を克服ないし緩和する能力を持ち、政治関与への口実を軍に与えないことが重要である。

の民主化と政軍関係に関する地域間比較研究」(課題番号19310155、研究代表者・玉田芳史)による調査研究の成果の一部である。作成に際し、出岡直也氏、浦部浩之氏、ならびに査読者と編集委員の方々から多くのコメントをいただいた。

註

- 1) ペルーの政軍関係に関する主要な研究は、1970年代までについては、Cotler (1978)、Franco (1983)、Lowenthal (1975)、McClintock and Lowenthal (1983)、大串 (1993)、遅野井 (1978a; 1978b) など、80年代以降については、CVR (2003)、Degregori y Rivera (1993)、Kruijt and Tello (2002)、Obando (1994; 1998)、Rospigliosi (2000) などがある。
- 2) 本稿で文民統制という場合、冒頭で示したフィッチのように、軍人による民主主義体制の尊重という側面も含めた民主的な文民統制を指す。
- 3) フィッチは、「民主的統制」と「軍による統制」(military control)の両極の間にある2つの範疇のひとつとして「条件付き服従」を挙げている。間にあるもうひとつの範疇は、軍の力が「条件付き服従」よりも強い「軍による後見」(military tutelage)である。
- 4) 内訳は、現役が陸軍13名(中將1、大佐3、中佐3、少佐5、中尉1)、海軍8名(中將1、少將1、大佐3、中佐3)、空軍2名(大佐2)、また退役が陸軍9名(中將3、少將4、中佐2)、海軍3名(中將1、少將1、中佐1)、空軍1名(少將1)。面接調査は全てリマで実施した。形式は、政軍関係について自由に話してもらい、筆者が予め想定したテーマで触れられなかった点について適宜筆者から質問した。面接調査の平均実施時間はひとり約1.5時間。階級や所属などの付随情報は、意識調査当時のものである。
- 5) 本章での記述については表1も参照。本章での記述と表1の典拠は註1)の文献やMINDEF (2005) などである。
- 6) ペルーの3番目と4番目の憲法、1828年憲法と1834年憲法には、軍は政治決定の主体ではないとの規定があった。ただし同規定は死文だった。その後、「軍は憲法と法律に服従する」との条項となり、1979年憲法の公布で失効した1933年憲法は、軍の規律は法律に拠ると述べるだけだった。立憲権力への服従を明記したのは1979年憲法が初めてである。
- 7) 表2を含め1980年代から90年代までの軍の政治力に関しては、Obando (1994)の内容を、オバンドへのインタビュー(2009. 2. 27; 2009. 10. 5、リマ)と、1990年代に国防省で組織管理を担当した経験を持つ2名の退役軍人へのインタビュー(陸軍少將 2007. 11. 30; 海軍少將 2008. 2. 28、リマ)で確認した内容を記述している。2000年以降については、前記のオバンドへのインタビューに基づいている。繁雑となるため、個々に出典を示すことはしない。なお、この2名の退役軍人は、II章で分析する意識調査の対象に含めていない。

- 8) 具体的には、手厚い福利厚生、自家用車や燃料などの現物支給、使用人雇用費の支給など。
- 9) 反政府武装集団に対する政府や政治勢力の姿勢については、註1)の1980年代以降に関する文献のほか、村上(2004)やTapia(1997)などに依拠している。
- 10) 1992年11月のクーデタ未遂事件までは、軍幹部の一部勢力はモンテシノスを通じた抱き込みに反対していた。同事件を機に、軍幹部から反フジモリ派が一掃された。なお、本節におけるフジモリ政権期の政治過程についての記述は、村上(2004)に依拠している。
- 11) ベラウンデに続き、1期目のガルシアとフジモリは退役軍人を国防大臣に任命した。フジモリ政権末期には現役の軍人が任命された。なお、トレド期に任命された国防大臣4名のうち、最後の2名、ロベルト・キアブラとマルシアノ・レンフィホは退役軍人で、キアブラはトレド期に退役した軍人だが、レンフィホは、トレドが政界入りした1994年からトレドと行動を共にしており、2000年からトレド派の国会議員を務めていた。
- 12) トレド政権は、首相が主宰する国防改革委員会を設置し、一定の改革を法律化した(Avilés 2009: 76-77; MINDEF 2005: 125-132)。しかし、トレドの指導力不足にくわえ、ペルー政治の伝統的特徴を反映し、改革の詳細に関し主要勢力の間で了解・合意が形成されなかったことから、トレドによる改革は実効性がなかった。筆者による意識調査でも、この改革について現役の軍人全員に尋ねたが、実効のある改革と考える者はいなかった。
- 13) 退役海軍軍人による5社と元警官による1社の計6社の企業があった。2008年10月に露呈した石油採掘をめぐる汚職疑惑の捜査で、この6社のうちのひとつが盗聴などを請け負っていた事実が判明し、その後は、諜報機関からの委託はなくなったとされる。
- 14) 指揮官だったという事実のみで軍人が告発される不条理をテーマとした映画『並行した人生』(Lladó 2008)が、将校の間で話題となり、支持された(筆者による意識調査における複数の現役軍人の話に基づく)。
- 15) 2007年に公布された、軍人の武器使用に関する法律(Congreso 2007)は、ガルシア政権が、「事実支配の理論」から軍人を擁護するための法的解釈の出発点となることを意図して公布した。だが、この法律だけでは不十分であることにくわえ、軍人の不安を軽減できておらず、新たな法案を検討しているという(オバンドへのインタビュー2009.10.5、リマ)。
- 16) 次章15-17ページの、全国レベルで存在する唯一の組織が軍であることを強調した現役の陸軍中佐と海軍中佐の発言を参照。他の現役軍人からも、政党について「組織的に脆弱である」(現役陸軍中佐へのインタビュー 2007.11.22、リマ)、「全国レベルの組織ではない」(現役陸軍中佐へのインタビュー 2008.

- 2.16、リマ)などの批判が聞かれた。
- 17) フィッチは、こうした事実から、註3)で示した「軍による後見」の典型例として、民政移管直後のブラジル(サルネイ政権)を挙げている。
- 18) 査読者から、フィッチの分類で③~⑤は相互に排他的か(例えば、⑤の軍人が短期的な介入を認めるのであれば、④と両立する)、また、実際のインタビューを基に分類できるのか、との疑問をいただいた。確かにフィッチの分類には曖昧な部分があり、分類できないケースが生ずることも想定できる。フィッチ説の理論的検証は今後の課題である。ただ、実際に意識調査を行ってみると、③に分類される発言はなく、また、⑤に分類される軍人で、特定状況における政治関与の必要性にも言及した者はいなかった。④に分類される軍人にも、⑤に関する発言を同時にした例はなかったため、本稿はフィッチの分類に従った。
- 19) フィッチは、さらに、「曖昧さ」という視角を設定し、何らかの形で軍の政治関与を示唆するか否かを分析している。そして、「矛盾」と「曖昧さ」の両方を、「なし」、「程度小」、「程度大」という3つのスケールで計っている。本稿は、論点を明確に示すため、「矛盾」の有無をみることに絞った。

参考文献

- 出岡直也. 1995. 「ラテンアメリカにおける『民主主義』の維持の政治経済学」(『国際問題』429号、12月)、2-16ページ。
- 大申和雄. 1993. 『軍と革命—ペルー軍事政権の研究』東京大学出版会。
- . 2002. 「序論—『民主化』以後のラテンアメリカ政治」(『国際政治』131号)、1-15ページ。
- 遅野井茂雄. 1978a. 「軍政と政治発展(I)—ペルーにおける SINAMOS と軍部」(『アジア経済』19巻10号、10月)、24-43ページ。
- . 1978b. 「軍政と政治発展(II)—ペルーにおける SINAMOS と軍部」(『アジア経済』19巻11号、11月)、42-61ページ。
- 恒川恵市. 2004. 「民主主義の空洞化?—現代中南米における政治の意味について」(『国際問題』536号、11月)、10-23ページ。
- 村上勇介. 2004. 『フジモリ時代のペルー—救世主を求める人々、制度化しない政治』平凡社。
- Avilés, William. 2009. “Despite Insurgency: Reducing Military Prerogatives in Colombia and Peru,” *Latin American Politics and Society*, 51(1), pp. 57-85.
- Congreso (Congreso de la República). 2007. “Ley No. 29166. - Ley que establece reglas de empleo de la fuerza por parte del personal de las Fuerzas Armadas en el territorio nacional,” *Normas legales de El peruano*, No. 10079 (20

- de diciembre), pp. 360420–360421.
- Cotler, Julio. 1978. *Clases, estado y nación en el Perú* (Lima: Instituto de Estudios Peruanos [IEP]).
- CVR (Comisión de la Verdad y Reconciliación). 2003. *Informe final* (Lima: CVR [CD-ROM]).
- Degregori, Carlos Iván y Carlos Rivera. 1993. *Perú 1980–1993, Fuerzas Armadas, subversión y democracia: redefinición del papel militar en un contexto de violencia subversiva y colapso del régimen democrático* (Lima: IEP).
- Fitch, J. Samuel. 1998. *The Armed Forces and Democracy in Latin America* (Baltimore: The Johns Hopkins University Press).
- . 2001. “Military Attitudes toward Democracy in Latin America: How Do We Know If Anything Has Changed?” in David Pion-Berlin (ed.), *Civil-Military Relations in Latin America: New Analytical Perspectives* (Chapel Hill: University of North Carolina Press), pp. 59–87.
- Franco, Carlos. 1975. *La revolución participatoria* (Lima: Mozca Azul Editores).
- Franco, Carlos (ed.). 1983. *El Perú de Velasco*, 3 tomos (Lima: Centro de Estudios para el Desarrollo y la Participación).
- Kruijt, Dirk. 1996. “Peru: The State under Siege,” in Richard L. Millett and Michael Gold-Biss (eds.), *Beyond Praetorianism: The Latin American Military in Transition* (Miami: North South Center Press, University of Miami), pp. 261–289.
- Kruijt, Dirk, and María del Pilar Tello. 2002. “From Military Reformists to Civilian Dictatorship: Peruvian Military Politics from the 1960s to the Present,” in Kees Koonings and Dirk Kruijt (eds.), *Political Armies: The Military and Nation Building in the Age of Democracy* (London: Zed Books), pp. 35–63.
- Lladó, Rocío. 2008. *Vidas paralelas*. (Lima: JC films [película en DVD]).
- Lowenthal, Abraham F. (ed.). 1975. *The Peruvian Experiment: Continuity and Change under Military Rule*. (Princeton: Princeton University Press).
- Masterson, Daniel. 2001. *Fuerza Armada y sociedad en el Perú moderno: un estudio sobre relaciones civiles militares 1930–2000* (Lima: Instituto de Estudios Políticos y Estratégicos).
- McClintock, Cynthia, and Abraham F. Lowenthal (eds.). 1983. *The Peruvian Experiment Reconsidered* (Princeton: Princeton University Press).
- MINDEF (Ministerio de Defensa). 2005. *Libro blanco de la defensa nacional* (Lima: MINDEF).
- Obando, Enrique. 1994. “The Power of Peru’s Armed Forces,” in Joseph S.

- Tulchin and Gary Bland (eds.), *Peru in Crisis: Dictatorship or Democracy?* (Boulder, Colorado: Lynne Rienner Publishers, Inc.), pp. 101-124.
- . 1998. “Fujimori and the Military,” in John Crabtree and Jim Thomas (eds.), *Fujimori's Peru: The Political Economy* (London: Institute of Latin American Studies, University of London), pp. 192-208.
- Rospigliosi, Fernando. 2000. *Montesinos y las Fuerzas Armadas: cómo controló durante una década las instituciones militares* (Lima: IEP).
- Tapia, Carlos. 1997. *Las Fuerzas Armadas y Sendero Luminoso: dos estrategias y un final* (Lima: IEP).